

みんなで作る福祉のまち

第2次

地域福祉計画・地域福祉活動計画

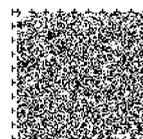
平成29年度～平成34年度



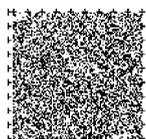
 久喜市

 社会福祉
法 人

久喜市社会福祉協議会



本計画書には紙面上の文字を音声に変換する「SPコード」が添付されています。視覚に障がいのある方でも専用の読取装置を使うことにより情報を音声で聞くことができます。なお、格納できる情報量に制限があり、一部編集を行っておりますのでご了承ください。



第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって



近年、少子高齢社会や核家族化が急速に進行し、価値観や生活スタイルの多様化に伴う個人主義の広がりにより、地域での住民相互の社会的つながりが希薄化し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・多様化しています。

本市においても同じような状況にあり、多様で複雑になる健康福祉ニーズへの対応は、これまでの公的サービスのみでは難しい状況にあります。

また、東日本大震災などが契機となり、あらためて近所付き合いや自治会活動をはじめとする地域の力や、地域のつながりや支え合いの重要性が再認識させられたところです。

これからのまちづくりにおいては、行政はもとより、地域社会を構成する市民一人ひとり、自治会、各種団体、企業などが共に考え取り組み、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らしていくために、それぞれの役割を果たしながら地域社会を築いていくことが求められています。

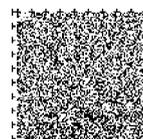
こうした背景のもと、本市では地域住民の皆様と共に、各機関が協働で支え合いのまちづくりを推進するための指針となる「久喜市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、地域福祉推進の中心となる社会福祉法人久喜市社会福祉協議会が策定する「久喜市地域福祉活動計画」を一体として策定することにより、地域住民が地域福祉活動に主体的にかかわる「新たな支え合い」の仕組みづくりを推進し、より実効性のある計画にしています。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました久喜市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケート調査、地域ワークショップ等にご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

久喜市長・社会福祉法人久喜市社会福祉協議会会長
田 中 暄 二



目次

第1章 はじめに

1	みんなでつくる福祉のまち「新たな支え合い」をめざして	1
	(1) 計画策定の社会的背景	1
	(2) 地域福祉とは	3
2	計画の位置づけ	6
	(1) 計画の目的並びに法等による位置づけ	6
	(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義	6
	(3) 他の行政計画との関係	7
3	計画の期間	10
4	計画の策定方法	11

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1	第1次の計画での取り組みと振り返り	13
2	計画策定に向けた課題の整理	22
	(1) アンケート調査の結果	22
	(2) ワークショップの結果	35
	(3) アンケート調査及びワークショップの結果から見える課題	38
3	地域福祉を推進するための方向性	40
	(1) いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくりをめざして	40
	(2) 身近な困りごとの解決のため、 お互い様の気持ちで支え合う地域づくりをめざして	40
	(3) 市民、団体、専門機関とともに、誰もが住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域づくりをめざして	41
	(4) サービスを利用しやすい環境を整備し、 市民、行政、社協の協働のまちづくりをめざして	42



第5章 計画の推進

1 「みんなでつくる福祉のまち」をめざしたそれぞれの取り組み	81
（1）期待される市民の取り組み	81
（2）期待される地域団体等の取り組み	81
（3）市の役割	82
（4）社協の役割	82
2 計画の周知及び普及啓発	82
3 計画の進行管理体制	83
4 計画の見直し	84

資料編

1 統計情報	87
2 策定経過	99
3 用語解説集	111

本計画書の中で、用語の後ろに*印のある用語は、用語解説集（P 111～）のなかで説明してあります。



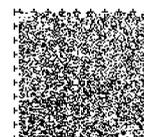
社会福祉協議会とは・・・

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする非営利の民間組織です。

久喜市社会福祉協議会では、制度の狭間にある福祉問題をはじめ、様々な福祉ニーズに応えるため、多種多様な相談に応じるほか、様々な福祉サービスを行っております。それぞれの地域の特性を踏まえ、市民をはじめ、福祉・保健などの関係機関及び団体、行政機関などの参加協力を得ながら、ともに考え、創意工夫をこらした事業に取り組んでいます。

また、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」などの小地域福祉活動を進めるとともに、支え合いのある地域づくりを目指して新たな事業展開を図るほか、ボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、各種講座の開催などを行い、そのほか、小中高校における福祉教育の支援や職員による出前講座など、地域の福祉活動拠点として役割を果たしています。

久喜市社会福祉協議会は、ふれあいセンター久喜内に事務局（本所）、菖蒲、栗橋及び鷺宮地区に各地域福祉センター（支所）を設置しています。



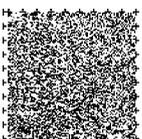
障がい者という表現について

「害」の字については「害悪」など負のイメージがあり、差別、偏見等を感じられる方もいらっしゃいます。このようなことから、全ての人がともに暮らすことのできる地域社会を目指す本市では、障がい者の方への配慮の意味からもひらがなで表記をすることといたしました。

なお、法令及び条例の名称やそれらの中で定義されている文言、固有名詞などの場合では、表記を変更することにより、その用語の持つ意味が失われたり、誤解されるおそれがありますので、漢字による表記とさせていただきます。

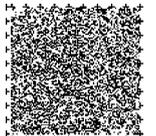
「本市」と「市」の表現について

本計画は、久喜市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定した公私協働計画のため、特に「久喜市」と表記したい場合は「久喜市」または「本市」を、それ以外の場合は「市」と表記いたしました。



第1章

はじめに



1

みんなで作る福祉のまち 「新たな支え合い」をめざして

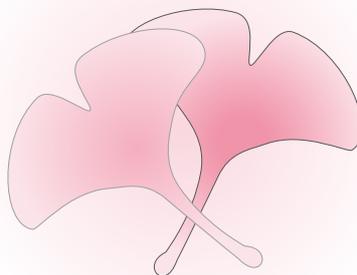
(1) 計画策定の社会的背景

近年、我が国の社会経済情勢が大きく変化するなか、生活の支援を必要とする人は厳しい状況に置かれ、社会的孤立*や生活困窮に追い込まれているほか、さらに介護や子育ての負担、虐待、孤立死、消費者被害、ひとり暮らし高齢者の日常生活上の「困った」ことを抱えた人々が増加するなど、地域社会における課題は複雑多様化してきています。

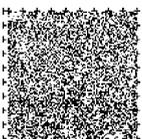
これらの課題の中には、既存の公的制度やサービスでは対応しきれず、制度の狭間にいる人の存在が明らかになっているほか、単身世帯等の増加による地域コミュニティ*の弱体化などから、多様な主体*による本市の特性に応じた地域福祉の推進による緊要な支援が求められています。

また、平成23年3月の東日本大震災などが契機となり、地域防災への関心や地域を重視する意識が高まるなど、要援護者への見守りや助け合い活動の重要性が改めて認識されつつあり今後が期待されます。

こうした社会状況において、人々の絆を深めつつ相互支援関係を構築し、支え合う中でこれらの課題に対処し、安全安心の共生型地域社会づくりが求められています。



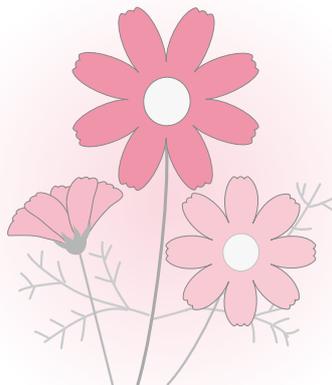
市の木（イチョウ）



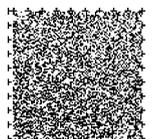
これらの増大する社会課題を踏まえ、国においては支援の拡充強化を図るため、福祉関係法令の制定や改正を行い、平成25年4月施行の障害者総合支援法*を、平成27年4月施行の子ども・子育て支援法*及び生活困窮者自立支援法*を、また、平成27年4月から一部施行の医療介護総合確保推進法*の改定により、医療提供体制の構築を、さらに、平成28年4月施行の障害者差別解消法*を、平成28年4月から一部施行の改正社会福祉法*の社会福祉法人制度の改革（地域における公益的な取り組みを実施する責務等）などの取り組みを進めています。

また、埼玉県においても、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例*」を制定（平成28年4月施行）し、共生社会実現のための環境づくりを進めています。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス*が切れ目なく提供される地域包括ケアシステム*の実現に向け、医療・介護・福祉の連携強化が求められています。



市の花（コスモス）



(2) 地域福祉とは

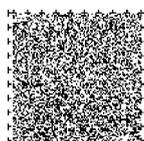
「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などの対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。これらの福祉は、分野別の福祉といい、その対象者ごとに必要なサービスを提供するもので、「特定の対象者のため」という意味合いが強いものです。

「地域福祉」とは、特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人が、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合を前提として、地域に暮らす全ての人と地域に存在する公私の多様な主体が協働*して、これらの課題を解決するための関係づくりや活動を行う地域の支え合いによる福祉と考えています。

市並びに社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の担い手としてその役割を果たす責務がありますが、同時に、市民一人ひとり自らが当事者として地域福祉の主役であるという社会連帯意識を強く持ち、今や失われつつある地域や人の絆を再構築していくことが求められています。

これからのまちづくりは、子どもや高齢者、障がいがある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らしていくために、日常生活における様々な生活課題について、一人ひとりの取り組み（自助）、地域住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携、仕組みづくりによって解決策を見出そうとする取り組みが必要です。

なお、平成25年3月の国の地域包括ケア研究会報告書では、この「自助」「共助」「公助」に加えて、身近な人間関係の自発性に着目した「互助」という相互の支え合いの考え方を加えて説明しています。



■地域福祉のイメージ

「地域福祉」とは、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して生活ができるように、『共に生き、支え合う社会づくり』を進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

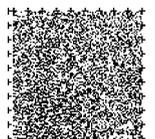
地域の中にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



これらの「困った」を解決したり、「共に生き、支え合う社会づくり」のためには、行政の行うサービスだけで対応することは難しくなっています。地域で暮らす誰もが、地域福祉の対象者にも担い手にもなります。

地域福祉の担い手とは

市民 社会福祉協議会 ボランティア
民生委員・児童委員 市民活動団体等 行政



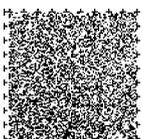
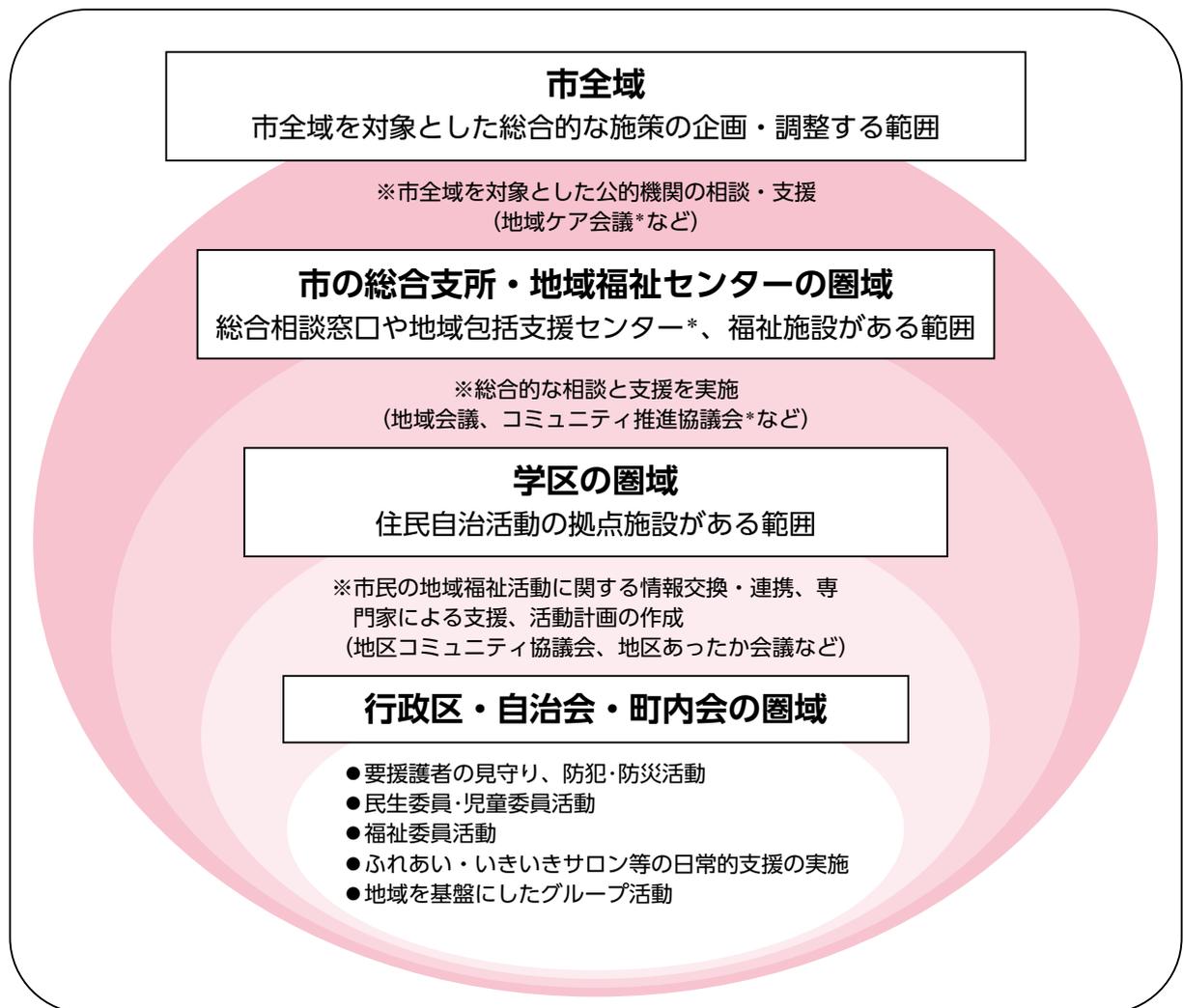
【地域の範囲の捉え方】

平成27年度に実施した地域福祉に関するアンケート調査によると、住民同士が互いに助け合える「地域の範囲」については、「隣近所」と回答した方が54.2%で最も多く、次いで「町内会や自治会」と回答した方が31.2%、また、高校生も「隣近所」40.0%で最も多く、次いで「町内会や自治会」31.7%となっており、より身近な生活エリアでの助け合いが求められているといえます。

しかしながら、生活課題によっては、小規模な地域では解決が困難な場合もあれば、住んでいる場所にとらわれない助け合いや支え合いの活動もあります。

このようなことから、本計画における「地域」は、固定的、限定的なものとして捉えるのではなく、活動やサービスの内容によって柔軟に捉えています。

■地域の範囲（生活圏域）のイメージ図



2 計画の位置づけ

(1) 計画の目的並びに法等による位置づけ

市民の抱える健康福祉ニーズ*の多様化に対応するため、健康福祉施策の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが生きがいのある暮らしができる地域社会づくりを目指して、本市の地域福祉の方向性を明らかにし、積極的に推進していくことは極めて重要なことです。

本計画では、本市における地域福祉の将来あるべき姿を描き、それに向けてどのような施策・事業を展開していくのか市民一人ひとりに示しています。

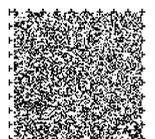
本計画のうち、「地域福祉計画」については、平成12年の社会福祉法の改正によって明記された、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」（行政計画）と、社協が策定する市民やボランティア、NPO*等の民間団体が自主的に取り組む実践計画としての「地域福祉活動計画」（民間計画）の両計画を含んでいます。

特に「地域福祉計画」については、総合福祉条例*に基づく、福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、地域の福祉化*、福祉の総合化を目指す総合計画として、福祉系3分野別計画の施策を円滑かつ効果的に提供していくための共通基盤の整備（幅広い地域住民の参加を基本とする視点をもち、地域住民主体の福祉のまちづくりを行うこと。）となることを基本に、他の行政計画との連携、整合性を十分意識した上で、横断的に施策・事業を展開する計画です。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

旧久喜市は平成19年に「地域福祉総合計画」を社会福祉法に基づき策定、旧久喜市社協は平成21年に「地域福祉活動計画」を策定しました。

その後、平成22年3月に旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町が合併し、また、同年7月に1市3町の社協が合併したことにより、両計画を一体的に策定し、第1次の地域福祉計画・地域福祉活動計画を平成24年度からの5年間、推進してきました。



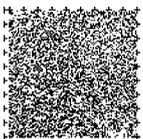
地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、車の両輪のようなものであり、これらが一体となって策定されることにより、行政や市民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となっています。

また、両計画を一体的に策定した公私協働計画として、中長期的視点に立った本市の地域福祉行政の運営と、市民や各種団体、ボランティアなど民間の活動や行動の総合的な指針としての役割を担っています。

(3) 他の行政計画との関係

本計画は、総合振興計画*を具体的に推進する部門別の指針となるものです。

このため、福祉系3分野の法定行政計画である高齢者福祉計画*・介護保険事業計画*、障がい者計画*・障がい福祉計画*、子ども・子育て支援事業計画*のほか、健康増進計画*、食育推進計画*、地域防災計画*など他の分野別計画との連携、整合を図り、これらの計画がより効果的に実施されることを推進する役割も担っています。このほか、埼玉県地域福祉支援計画*との整合、連携も図っています。

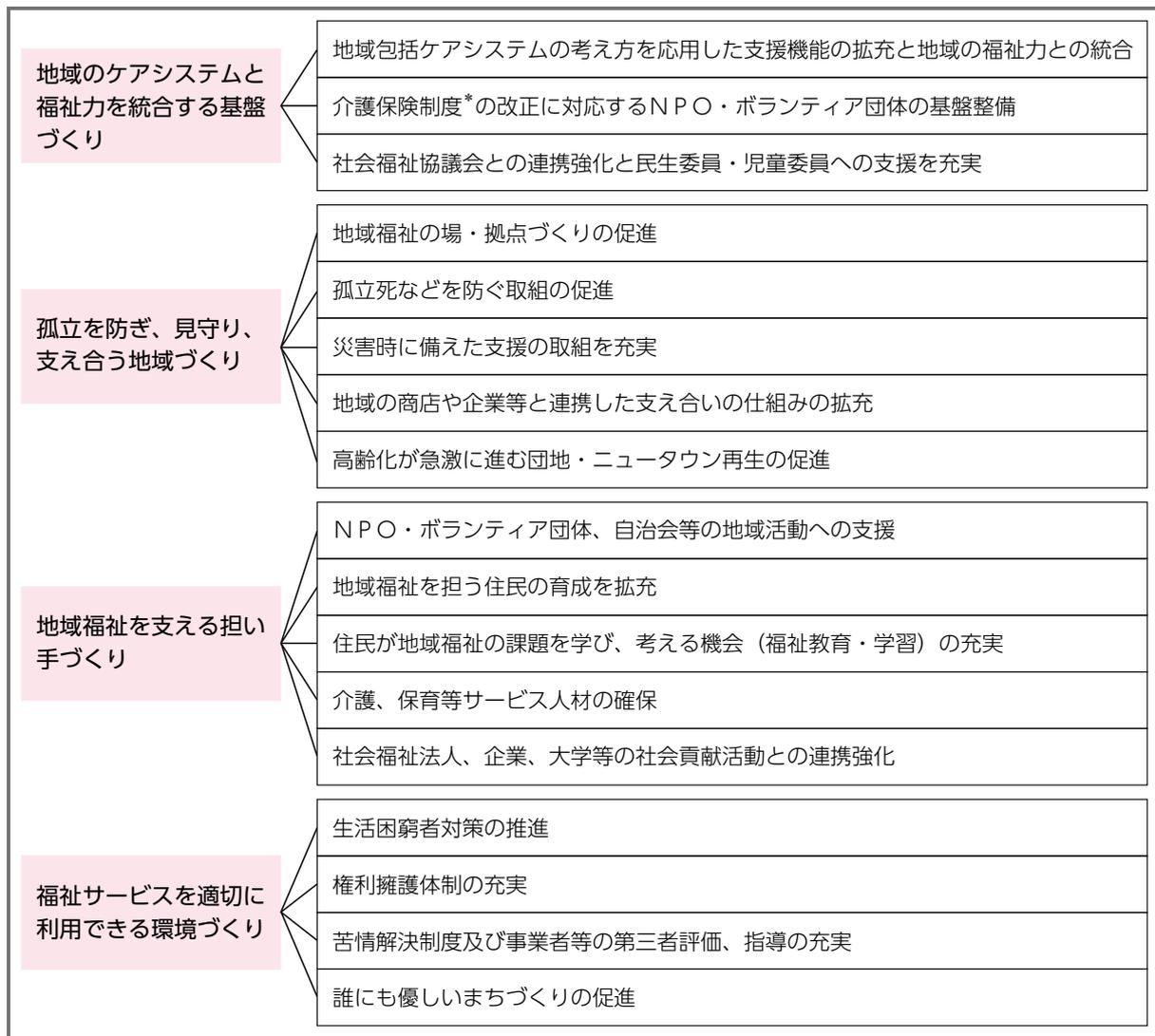


【参考】埼玉県地域福祉支援計画について

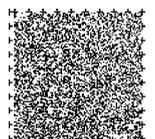
埼玉県地域福祉支援計画は、県の総合計画である埼玉県 5 か年計画の分野別計画であるとともに、埼玉県高齢者支援計画や埼玉県障害者支援計画等の個別計画との連携・整合を図りながら、それらの計画だけでは対応が困難な住民の福祉ニーズや各計画に共通する横断的事項への取り組みを定めた計画です。

第 1 期の計画を平成 16 年に策定し、市町村における地域福祉の取り組みを支援してきました。平成 27 年 3 月には、第 4 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 27 年度～29 年度）を策定し、その中で、地域包括ケアシステムの考え方を応用し、高齢・障害・児童の分野を越えて、複合的な課題に対応する体制づくりについて示しています。

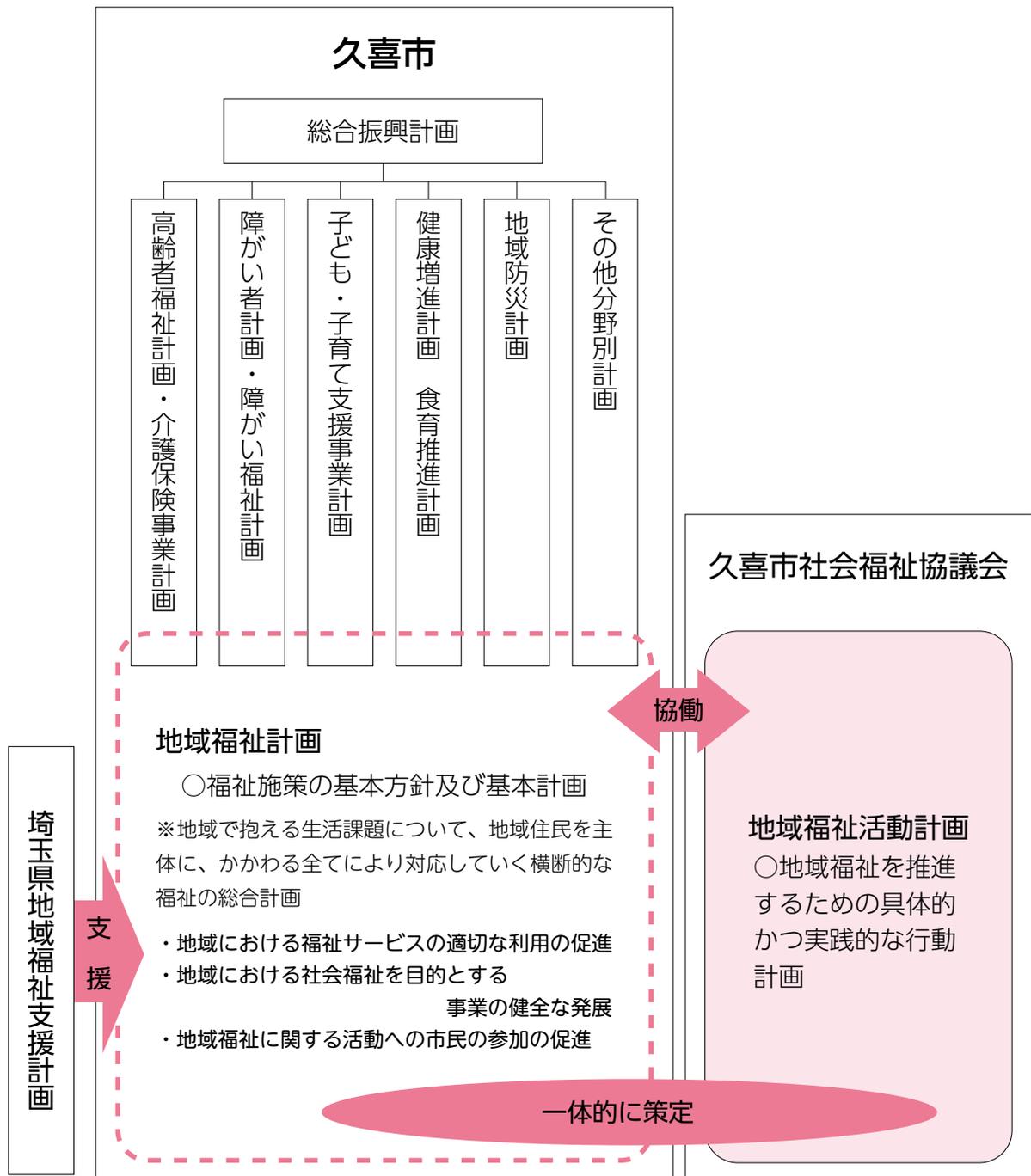
■ 県計画における施策体系



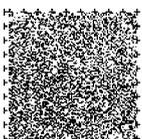
資料：「第 4 期埼玉県地域福祉支援計画」



■他の行政計画との関係図



※地域福祉計画と既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる部分については、その法定計画の一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。なお、重複する部分については、既存計画が優先されます。

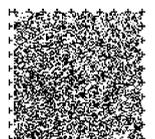


3 計画の期間

第1次の計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間としていましたが、上位計画である「総合振興計画」が平成34年度までとなっていることから、本計画においても終了期間を平成34年度とし、第2次計画の期間を平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
総合振興計画（基本構想・基本計画）		←-----→									
		←-----→ 前期基本計画					←-----→ 後期基本計画				
地域福祉計画・地域福祉活動計画	←-----→					←-----→					
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	←-----→			←-----→							
障がい者計画・障がい福祉計画	←-----→ 障がい者計画					←-----→					
子ども・子育て支援事業計画			←-----→								
H22年度～H26年度は次世代育成支援行動計画*（後期計画）	←-----→										
健康増進計画	←-----→										
食育推進計画	←-----→										
地域防災計画	平成27年2月改訂版										
教育振興基本計画		←-----→									



4 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市と社協が連携、協働して事務局を運営し、協議を重ねるとともに、市民のニーズを把握するため、地域福祉に関するアンケート調査や地域福祉推進のためのワークショップ*を開催するなど、市民の多様な意見を集約し参考にしました。

また、総合福祉条例に基づく久喜市健康福祉推進委員会*では、市民の代表的な立場から計画内容を協議、検討したほか、市の内部組織として設置した久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議において、関係個別計画との整合性を図り、その結果を計画に反映するよう努めました。

さらに、社協においては、地域福祉活動計画策定推進会議*設置要綱に基づき、市民及び関係団体等から選出された委員により会議を開催し、計画内容の協議、進捗状況の確認及び評価を行いました。



地域福祉推進のためのワークショップ

